

農業農村整備政策説明会

発言内容要旨

P.1～3

「これからの土地改良施設維持管理について」

農林水産省農村振興局水資源課 植野栄治室長

P.4～5

「多面的機能支払による水と農地の保全について」

農林水産省農村振興局農地資源課 豊輝久室長

日時：平成29年6月30日(金) 14時20分～

場所：隠岐の島町「隠岐島文化会館」集会室

主催：島根県農業農村整備推進協議会
(事務局:水土里ネット島根)

「これからの土地改良施設維持管理について」

農林水産省農村振興局水資源課 植野栄治室長

施設管理の歴史を振り返る

- ・幕藩時代 井組、水組等複数の村（大字）による管理
大規模重要施設については藩、幕府
- ・明治期～戦前 町村または水利土功会から普通水利組合（主に維持管理—内務省所管）
同上 水害予防組合（今の水防団的イメージ同上）
耕地整理組合（ほ場整備等）→建設事業（農商務省所管）
- ・戦後（土地改良法制定（昭和24～））
普通水利組合と耕地整理組合の機能を統合→土地改良区の創設
？なぜ、土地改良「組合」でなく、土地改良「区」なのか
→原案では土地改良組合という名称で過半数の同意をもって強制参加としていたが、これにGHQが難色を示した。このため、単なる人的団体でなく地域的性格を有する団体（日本の場合、分散した農地が水利でつながっており、それを基礎とした水利共同体的秩序が存在している）であり、米国の行政区に相当するものであるとして、名称を土地改良区に改め、2/3強制とすることでGHQの了解を得たという歴史的経緯がある

現在何が起きているのか

- ・農業の構造改革の進展
耕作地の減少（規模拡大に合わせ）、賃借地の割合増加、所有者組合員の減少・農業離れ →組合員の関心低下
- ・施設管理組織の構成員の変化
明治期 —事業を実施する耕地整理組合、維持管理を実施する水利組合のいずれも土地所有者が組合員
土地改良法制定（昭和24年）
—耕作者の地位を向上させる考えで、基本的に耕作者中心の制度へ
これから—構造改革の進展に伴い、少数の担い手中心の組合員になることが想定される（所有者は少数に）
- ・施設管理に生じる課題
施設管理の担い手
—組合員の減少イコール集落による管理の弱体化
—土地改良区職員の不足（管理業務の増加による人手不足）

土地改良区の財政基盤

- 組合員の減少による一人当たり賦課金の増加
- 管理範囲の拡大（末端まで）に伴う管理量の増加
- 老朽化に伴う管理費の増大

ここで一番押さえるべきことは

土地改良施設は地域共有の資産・財産

- 地域の生産を支え、所得を生み出す基盤
- 美しい景観や健全な水循環など豊かな生活をもたらす舞台
- 共同管理を通じて「農村協働力」を育む母胎

将来の施設管理に向けて

・ 基本的視点—農村を3つの層に分けて考えると

いちばん基本になる価値・基盤として土地改良施設

その上に営農、すなわち農家があり、その上に加工販売の層がある

—いろいろな施策を進める中で、2番目の層である営農は全体的に企業化、規模拡大が進んでおり、3番目の層である加工販売も6次産業化が進み、予想以上に企業化が進展している

—農村の基盤である土地改良施設の維持管理をどうしていくか、上二つ（営農、加工販売）がどんどん変わっていく中で、どう対応していくか、地域全体としての価値を生み出す基盤である土地改良施設の維持管理をどうするか

—地域として価値を作って所得を向上していくという視点が改めて必要

—一方、土地改良施設は公的な役割、多面的機能を有しているので、国はこの点に着目して支援を行っている

—しかしながら、これだけでは限界あり。公的役割があるから行政が全面的に支援を行うということにはならない。地域としていかに価値を作っていかかという視点が必要

・ 基本視点を踏まえ検討すべき項目

—価値を生み出す資産として土地改良施設をとらえなおす

具体的に資産価値の評価・把握（複式簿記等）がスタート

資産価値の維持・増加（適切な手入れ＋ポテンシャルを生む更新投資）

営農者が稼げるように、担い手への支援（稼ぎ手にどう稼いでもらうか）

（施設管理が担い手の負担にならないように）

—地域の共有財産として

市町村との連携の強化（かつて内務省が関係していたように）

地域住民の参画—多面的機能支払

—島根県の基幹水利施設（受益面積100㌔以上）資産

157施設で再建設費約855億円、この資産をいかに守り、稼ぐか

—複式簿記等導入への支援

行政、連合会による支援を実施する中で対応

・資産価値を守り、高めるための更新投資

—ストックマネジメント（壊れたら直すのではなく、早めに手を入れ長持ちさせる）を進めてきた

—それに加えて、畑作導入、洪水対策のための排水路拡幅等地域の価値を高める更新投資が不可欠

・「農村協働力」を活かす

—都会にはない農村の一つの強みとして、水管理などの共同作業に由来する慣習や文化に裏打ちされた「農村協働力」が、農村を構成する3つの資本（自然資本、社会資本、人的資本）を結びつけている。この農村の持っている協働力を最大限生かしていくことが重要。

—農地・水（多面的機能支払）の活動もその一つ。地域農業・地域社会の発展に向かって、「農村協働力」を最大限生かしていくことが一つのカギとなる。

・最後に

土地改良施設を地域の資産として捉え直し、その価値を高めるため色々な取組をしていただくことをお願いしたい

「多面的機能支払による水と農地の保全について」

農林水産省農村振興局農地資源課 豊輝久室長

- ・ 日本型直接支払の概要
 - 多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の3の制度
 - 多面的機能（国土保全、水源涵養、自然環境保全、景観形成（安らぎ等）等）
 - 農村地域の人口減（基幹的従事者 H22 は 205 万人、27 は 175 万人、30 万減
H12 は 240 万人で 10 年に 35 万人減で、減少が急激）
 - 農村地域の高齢化（H22 で 65 歳以上 125 万人、H27 は 113 万人、
高齢化率 61% が 65% にアップ。）
 - 地域の共同活動を支え、多面的機能を守るための制度
- ・ 導入までの経緯
 - 平成 13 年、土地改良区の愛称を「水土里ネット」に
 - 21 世紀土地改良区創造運動開始、H15 からは表彰を開始
 - 地域の住民を活動に引き入れた共同活動（創造運動で）が原点
 - H19 から農地・水環境保全向上対策、H26 から多面的機能支払へ
- ・ 取り組み状況
 - 県内全市町村で取り組み
 - 対象組織数（農地維持 663、共同 570、長寿命化 397）
 - 取組面積（農地維持 22,846 ㌃、共同 21,604 ㌃、長寿命化 15,905 ㌃）
 - 対象農用地に対するカバー率 56%（全国 54%）
- ・ 具体的取組事例
 - 遊休農地の有効活用（子供たちに教育体験の場を提供等）
 - 農地周りの共同活動の強化（緩衝帯の設置、侵入竹の伐採、竹の子狩り等）
 - 地域住民による直接施工（水路や農道の補修、専門業者の技術指導等）
 - 防災・減災の強化（水田排水口の工夫による水田ダム、ため池事前放流等）
 - 環境保全活動（水田魚道、水路への竹炭設置、子供たちへの環境学習等）
 - 医療・福祉との連携（苗づくり作業、ひまわり植栽、福祉施設入居者の圃場散策）
 - 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
(水車の保全、田植え交流会での田植え唄等)
- ・ 激甚災害発生時の特例措置
 - H28.6.9 改正により、全ての交付金が被災箇所の応急措置補修更新に活用可
 - 活用する場合、事前に市町村、県、農政局等に相談すること

- ・活動組織の広域化について
 - 高齢化等による活動継続困難な組織も発生、効率的効果的に事業推進のため
 - 5年後、10年後を想像し、近隣集落の状況等も把握して組織の統合を
 - メリット（事務の効率化、多様な人材による活動幅拡大、事務担当者の確保容易）
- ・女性の参画
 - 女性役員の意見により、活動の幅が広がる可能性
 - 女性の積極的な参加を促すことができ、参加しやすい雰囲気作りが可能
- ・土地改良区との連携
 - 事務の委託や活動の計画や取り組みへの支援が期待できる
- ・リーダーの育成・確保
 - 永続的な活動実施のため、滑動組織の中心メンバーとなる後継者確保・育成することが重要であり、大きい組織ほど、若手の人材も確保容易
- ・最後に
 - 農水省への苦情では
 - 役員だけで計画やお金の使い道決めている、総会の時そうした話が無い
 - 活動計画書、金銭の使い道総会できちんと示すこと。
 - 情報公開の徹底を今一度周知してほしい
 - 共同活動
 - 農村協働力を高め、地域コミュニティを強化する共同活動は、農村集落を維持し、地域資源を維持するためには必要不可欠。皆さんどうか明るく、仲よく、楽しく、和を募ってやってほしい。（苦情もなくなる）